

地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断各指標

(1) 財政健全化判断比率の推移

指標	早期健全化基準	財政再生基準	年度				
			R6	R5	R4	R3	R2
①実質赤字比率	15.0%	20.0%	－	－	－	－	－
②連結実質赤字比率	20.0%	30.0%	－	－	－	－	－
③実質公債費比率	25.0%	35.0%	10.8%	9.9%	9.1%	8.0%	6.8%
④将来負担比率	350.0%		88.6%	95.1%	100.0%	101.7%	122.7%

※0%以下の場合は「－」表示

(2) 資金不足比率の推移

指標		経営健全化基準	年度				
			R6	R5	R4	R3	R2
⑤資金不足比率	水道事業会計	20.0%	－	－	－	－	－
	下水道事業会計	20.0%	－	－	－	－	－

※0%以下の場合は「－」表示

◎ 早期健全化基準

健全化判断比率4指標のいずれか一つでも早期健全化基準以上となった場合、早期健全化団体として自主的に財政の健全化を図るため、次のことを行う必要がある。①財政健全化計画を策定し、議会の議決を経て速やかに公表、②策定した財政健全化計画を総務大臣、府知事に報告、③毎年度、財政健全化計画の実施状況を議会に報告し、公表、④個別外部監査契約に基づく監査への対応。また、財政健全化計画の実施状況を踏まえ、財政の健全化が困難と判断された場合、総務大臣又は府知事から必要な勧告を受ける場合がある。

◎ 財政再生基準

健全化判断比率のうち3指標のいずれか一つでも財政再生基準以上となった場合、財政再生団体として国の関与を受けながら財政の再生を図るため、次のことを行う必要がある。①財政再生計画を策定し、議会の議決を経て速やかに公表、②財政再生計画を総務大臣に協議し、同意を求めることができる、③同意がない場合には、災害復旧事業など一部の町債を除き、町債の発行は不可能、④毎年度、財政再生計画の実施状況を議会に報告し、公表、⑤個別外部監査契約に基づく監査への対応。また、財政再生計画が、実際の財政運営に適合しないと判断された場合、総務大臣から予算の変更など必要な措置の勧告を受ける場合がある。

① 実質赤字比率

標準財政規模に対する歳入総額から歳出総額を差し引いた額の割合。黒字の場合は0となり、「－」表示とする。普通会計の決算は黒字であったため、「0」となった。

② 連結実質赤字比率

標準財政規模に対する全会計を対象とした実質赤字及び資金不足額の割合。黒字の場合は0となり、「－」表示とする。一般会計をはじめとする他の会計も黒字であり、公営企業会計も資金不足額が無いため、全体では黒字であることから、「0」となった。

③ 実質公債費比率

標準財政規模に対する地方債元利償還金の割合。公営企業会計、一部事務組合の支払う元利償還金への繰出、負担金等も含まれる。実質公債費比率が18%を超えると、地方債許可団体、25%を超えると地方債制限団体となる。（現在、本町は地方債協議団体）

公債費については、緊急防災・減災事業債償還費や下水道事業債償還が増加したことなどにより、実質公債費比率10.8%と昨年度に比べ0.9ポイント悪化した。

④ 将来負担比率

普通会計（本町の場合は一般会計と同じ）等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。普通会計起債残高、公営企業会計繰入見込額等の将来負担額から、基金及び交付税算入見込額を除いたものを標準財政規模から算入公債費を除いた数値で除して算出する。新庁舎建設や道路整備等に伴う起債発行による、町債残高の増加により平成29年度から将来負担比率はプラスとなり、令和元年度からは100%を超える比率となっていたが、令和6年度は2年連続で100%を下回った。

令和6年度は、臨時財政対策債が減少したものの、町税や地方交付税の基準財政需要額の増加による標準財政規模が約6.7千万円増加したこと、基金残高が約1億1千万円増加したことにより、将来負担比率は88.6%となり、前年度に比べ6.5ポイント好転した。

⑤ 資金不足比率

公営企業ごとの資金の不足額が、事業規模に対してどの程度あるかを示す比率。各公営企業ともに、黒字決算であることから、資金不足額は無く、「0」となった。

○ 標準財政規模

地方自治体の一般財源の標準的大きさを示す指標で、実質赤字比率、実質公債費比率、連結実質赤字比率、将来負担比率、経常収支比率などの基本的な財政指標や財政健全化指標の分母となる重要な数値である。その大きさは、「標準税収入額＋普通地方交付税額＋地方譲与税＋臨時財政対策債」で求められる。言い換えれば、標準的に収入しうる「経常一般財源」の大きさである。

